

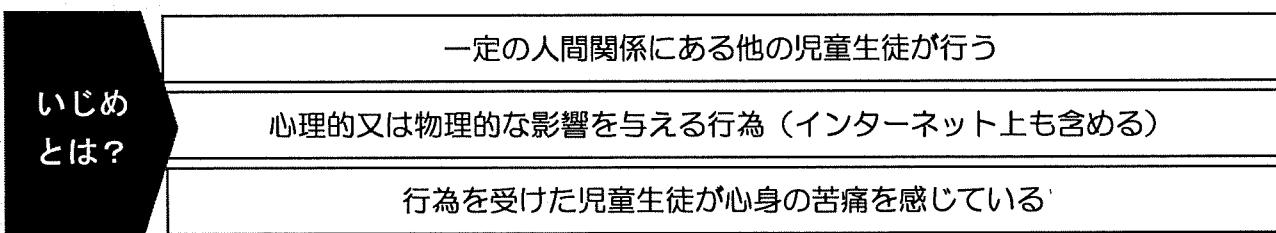
いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道芦別高等学校 令和5年（2023年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道芦別高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは決して許される事ではない。いじめの兆候や発生を見逃さず学校が組織的にかつ迅速に対応するため、「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的ではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものであり又、「いじめ」はどの学校でも起こりうるものであり、全ての教職員や生徒が関係する問題であると認識し取り組む。

北海道芦別高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

○構成員 教頭(委員長)、教務部長、生徒指導部長、教育相談担当教諭、
養護教諭、各学年主任、当該生徒担任
○活動内容 HR指導・啓発活動・情報モラル教育・教育相談等の充実、
保健講話、いじめアンケートの実施、スクールカウンセラーの活用等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

○教育相談の企画と情報収集
○いじめ対策委員会の実施
○いじめアンケート調査より情報の分析
○生徒指導部通信、学年通信、生徒会便りを使った啓蒙活動
○スクールカウンセラーの活用

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。
令和5年度の北海道芦別高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0124-22-2164 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
空知教育局教育相談電話	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

